

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和6年3月21日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹 事) 柴崎事務総長、役田総括審議官

議 題

平成26年人事院公示第23号の一部改正

議事の概要

- 議題「平成26年人事院公示第23号の一部改正」について、総括審議官から別添のとおり説明があった。
- これに対し、当該公示の内容について、受験者に分かりやすく伝わるようにしてほしいとの意見があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

平成26年人事院公示第23号の一部改正について

令和6年3月21日

人 材 局

1 改正理由・内容（公示案については別紙参照）

国家公務員採用総合職試験（以下、「本試験」という。）の「英語試験」として活用している外部英語試験の成績証明については、従来より書面で行われており、本試験を受験する際にも、当該書面の提示及びその写しの提出をもって受験者の成績確認を行う仕組みであったところ、外部英語試験のうちTOEIC試験及びIELTS試験の成績証明方法が一部デジタル化されたことから、本試験の「英語試験」においてもデジタル化された当該成績証明の活用を可能とする必要がある。このため、当該成績証明のデータを出力することにより作成した書面であって、試験機関が真正な成績を確認することができるものを受験者に提出させ、これを試験機関において能力及び適性の判定に用いることを可能とすることその他の所要の改正を行う。

なお、上記の成績証明方法の一部デジタル化は、IELTS試験では2022年度から、TOEIC試験では2023年度から行われていたところ、2023年度の本試験の実務において、一部の受験者からデジタル化された成績証明のデータを出力することにより作成した書面が提出されており、所定の方法により当該書面を用いて受験者の真正な成績を確認の上、能力及び適性の判定に用いてきたことを踏まえ、本公示の改正の効力は2023年4月1日に遡って発生するものとする。

2 公示日・効力発生日

公示日：令和6年3月29日

効力発生日：令和5年4月1日

以 上

人事院公示第 1 0 号

人事院は、人事院規則 8—1 8（採用試験）第 6 条第 2 項第 2 号、第 2 1 条第 1 項及び第 2 5 条の規定に基づき、平成 2 6 年人事院公示第 2 3 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 6 年 3 月 2 9 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 受験者は、試験機関の指定する日時、試験地及び試験場において、次の各号に <u>掲げる</u> いずれかの試験（人事院規則 8—1 8（採用試験）第 1 9 条第 1 項の規定により告知された採用試験の第 1 次試験の日の属する年の 5 年前の年の 4 月 1 日以後に実施されたものに <u>限る。以下この項において「対象試験」という。</u> ）の成績を証する書面の原本を提示し、及びその写しを提出する <u>こと（対象試験の成績を証する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電</u>	1 受験者は、試験機関の指定する日時、試験地及び試験場において、次の <u>各号の</u> いずれかの試験（人事院規則 8—1 8（採用試験）第 1 9 条第 1 項の規定により告知された採用試験の第 1 次試験の日の属する年の 5 年前の年の 4 月 1 日以後に実施されたものに <u>限る。</u> ）の成績を証する書面の原本を提示し、及びその写しを提出する <u>こと</u> ができる。

子計算機による情報処理の用に供
されるものをいう。)を出力する
ことにより作成した書面であつ
て、試験機関が当該書面に記載さ
れた事項を利用して真正な成績を
確認することができるものを提出
することを含む。次項及び第三項
において「成績証明書の提示等」
という。)ができる。

一 (略)

二 Educational Testing Service
のTOEIC Listening & Reading Test (公開テストに限る。)

三・四 (略)

2 試験機関は、成績証明書の提示
等をした受験者については、当該
成績証明書の提示等に係る前項の
成績に応じて、平成23年人事院
公示第17号 (第4項において
「公示」という。)第2項第3号
(1)に基づき定める基準 (次項にお

一 (略)

二 Educational Testing Service
のTOEIC Listening & Reading Test (平成28年8月5日に
名称が変更される前のTOEIC
テストを含み、公開テストに
限る。)

三・四 (略)

2 試験機関は、前項に規定する提
示及び提出をした受験者について
は、当該提示及び提出に係る同項
の成績に応じて、平成23年人事
院公示第17号 (以下「公示」と
いう。)第2項第3号(1)に基づき
定める基準 (以下単に「基準」と

いて単に「基準」という。)に従い英語試験による能力及び適性(人事院規則8—18第2条に規定する能力及び適性をいう。次項において同じ。)を有するかどうかの判定(次項において単に「判定」という。)を行うものとする。	いう。)に従い英語試験による能力及び適性(規則第2条に規定する能力及び適性をいう。以下同じ。)を有するかどうかの判定(以下単に「判定」という。)を行うものとする。
3 試験機関は、<u>成績証明書</u>の提示等をしなかった受験者については、英語試験に係る能力及び適性を確認できなかったものとして、基準に従い判定を行うものとする。 4・5 (略)	3 試験機関は、<u>第1項に規定する提示及び提出</u>をしなかった受験者については、英語試験に係る能力及び適性を確認できなかったものとして、基準に従い判定を行うものとする。 4・5 (略)

2 この決定による改正は、令和5年4月1日から効力を発生する。